

「特別定額給付金」のお知らせ

●給付対象者及び受給権者について

・給付対象者

基準日(令和2年4月27日)において、住民基本台帳に記録されている全ての方となります。

・受給権者

世帯主



©かぶきん

●給付額について

給付対象者1人につき10万円

●申請方法

- ①原則として郵送申請(人と人との接触を極力減らすため。)
- ②オンライン申請(マイナンバーカード及び読み取り機等が必要となります。)
- ③窓口申請(やむを得ない場合に限り。)

●支給方法

申請者(世帯主)の口座へ世帯員全員分の全額を一括振込(申請者以外の口座への振込及び口座を分けた振込はできません。金融機関へ口座が無い場合はお問い合わせください。)

●申請書発送時期について

5月中旬以降にお手元に届くよう現在準備を進めています。

なお、申請期限は、郵送申請方式の受付開始日から3か月以内となります。



©かぶきん

●詐欺にご注意ください

新型コロナウイルスの感染症拡大に乗じて、電話、メール等で「新型コロナウイルス対策で給付金があります」「申請手続きを代行する」など、新型コロナウイルスに関して不審な電話やメール等が報告されています。

不審な電話やメール等があった場合は警察や公的機関へ相談するなどして被害にあわないようご注意ください。



お問い合わせ先 総務課企画財政班 (TEL29-3907)